

沖縄県介護支援専門員の登録及び介護支援専門員証の交付等に関する要綱を次のように定める。

## 沖縄県介護支援専門員の登録及び介護支援専門員証の交付等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）の規定に基づく介護支援専門員の登録及び介護支援専門員証の交付等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(介護支援専門員の登録申請)

第2条 法第69条の2第1項の規定による登録を受けようとする者は、施行規則第113条の7の規定により介護支援専門員実務研修を修了した日から3月を経過する日までに、介護支援専門員資格登録申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の登録は、介護支援専門員資格登録簿に必要事項を登載してするものとする。

3 前項の登録簿は、電子計算機による電子的記録による登録簿とすることができる。

(介護支援専門員証の交付の申請)

第3条 法第69条の7第1項の規定により介護支援専門員証の交付を申請しようとする者は、施行規則第113条の20第1項の規定により介護支援専門員証交付申請書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(登録の移転の申請等)

第4条 法第69条の3の規定による登録の移転を申請しようとする者は、施行規則第113条の10の規定により介護支援専門員資格登録移転申請書（別記第3号様式）を当該登録をしている都道府県知事を経由して知事に提出しなければならない。

2 前項の登録の移転を申請する際に介護支援専門員証の交付を申請しようとする者は、前条に規定する介護支援専門員証交付申請書を知事に提出しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第5条 法第69条の2第1項の登録を受けている者は、法第69条の4の規定による変更があったときは、登録事項の変更届出書（別記第4号様式）を、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

(死亡等の届出)

第6条 法第69条の2第1項の登録を受けている者が法第69条の5各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該各号に定める者は、その日（同条第1号の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、施行規則第113条の13の規定により死亡等の届出書（別記第5号様式）を届け出なければならない。

(登録の消除の申請)

第7条 法第69条の6第1号の規定により登録の消除を申請しようとする者は、登録の消除申請書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(介護支援専門員証の書換えの交付申請)

第8条 第5条の規定による変更の届出とあわせて施行規則第113条の23第1項の規定による書換え交付を申請しようとする者は、介護支援専門員証書換え交付申請書(別記第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(介護支援専門員証の再交付申請)

第9条 施行規則第113条の25第1項の規定により介護支援専門員証の再交付を申請しようとする者は、介護支援専門員証再交付申請書(別記第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(介護支援専門員証の有効期間の更新)

第10条 法第69条の8第1項の規定により介護支援専門員証の更新を申請しようとする者は、施行規則第113条の26第1項の規定により介護支援専門員証交付申請書(有効期間の更新)(別記第9号様式)を知事に提出しなければならない。

(手数料)

第11条 本要綱による事務手数料は、沖縄県介護保険法関係手数料条例(平成18年条例第34号)に定められた額とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 介護支援専門員の登録に関する要綱「沖縄県介護支援専門員名簿作成等事業実施要綱」(平成12年9月25日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年12月 1 日から施行する。